

協会員に対する処分のあり方について

平成 20 年 6 月 17 日
日本証券業協会

1. はじめに

近年、協会員における法令等違反事案において、多額の不当な利得を伴う事案が増加しており、処分案の検討の際、不当な利得額をどのような形で、どの程度勘案すべきかが重要な問題となってきている。また、不当な利得を伴わない場合や算定しづらい場合においても、法令等違反行為の悪質性が高い場合など、重い過怠金を賦課すべき事案が増加していることが指摘されていた。

このような背景の下、自主規制会議の下部機関として、不当な利得の取扱いや過怠金の上限額自体の引上げ等についての検討を行うため、協会員の処分のあり方に関するワーキング（以下「本ワーキング」という。）が設置され、平成 20 年 2 月 6 日から 4 回にわたり検討を行ってきた。

2. 不当な利得相当額の徴収について

(1) 徴収目的、徴収方法

協会員が法令等違反行為を行った結果、当該協会員に何らかの金銭的利得が発生する場合においては当該金銭的利得を当該協会員に残存させるべきではなく、本協会の処分において不当な利得相当額（行為者が法令等違反行為により得た本来得べきでない金銭的利益額をいう。以下同じ。）を過怠金の一部として徴収することにより、いわゆる“やり得”を防止し、処分の実効性を高めるべきであると考え。

また、予見可能性確保の観点から、過怠金に不当な利得相当額部分が含まれている場合には、その旨及びおおよその内訳を公表することが適当であると考え。

(2) 徴収対象となる法令等違反行為の程度

本協会が不当な利得相当額を徴収するのは、定款第 28 条に規定する処分に相当する法令等違反行為事案に限ることが適当である。

(3) 徴収対象となる不当な利得相当額

不当な利得相当額の徴収対象としては、当該利得相当額を返還すべき相手が特定できないものに限って徴収することが適当である。

また、不当な利得相当額の算出に当たっては、法令等違反行為の結果、利得が発生していないと想定される場合及び法令等違反行為と利得額との間に相当な因果関係が認められない場合には、不当な利得相当額の徴収は行わないことが適当である。

(4) 過怠金の上限との関係

不当な利得相当額がどの程度発生するのかを事前に予測することは不可能であるため、不当な利得相当額については、過怠金の上限を適用しないことが適当である。

(5) 不当な利得相当額の算出

不当な利得相当額の実際の徴収に当たっては、法令等違反行為と相当な因果関係が明確に認められる利得額を徴収することが適当である。

また、この場合における相当な因果関係の範囲の明確な認定が容易でない場合の対応方法として、当該不公正取引等の総額の 5% を相当な因果関係の範囲とみなすことができる取扱いを定めておくことが有効、かつ、適当である。

- (6) 協会の関係会社等が協会の法令等違反行為により不当な利得相当額を得ている場合の取扱い
不当な利得相当額を協会の関係会社等に発生させることにより、不当な利得相当額の徴収を逃れることを防止するため、協会が法令等違反行為を行った場合に当該協会と実質的に同一視し得る関係会社等が不当な利得相当額を得ている場合には、原則として当該不当な利得相当額を当該協会のものとみなすこととし徴収すべきであるとする。
- (7) 自主的に還元を行った場合の取扱い
処分対象協会が自発的に不当な利得相当額の還元策(例:公益団体への寄付等)を講じた場合には、不当な利得相当額が処分対象協会に残存しないため、当該利得額の徴収を行う必要はないとする。
- (8) 課徴金との調整
同一事案について、行政から課徴金が課せられている場合には、当該課徴金の額を考慮することが適当である。
- (9) 他の自主規制機関処分との調整
自主規制機関の行う処分については、各自主規制機関がそれぞれのメンバーに対してそれぞれの考え方に基いて処分を行うのが基本的な考え方であり、他の自主規制機関においては、不当な利得相当額そのものを明示して徴収を行っていない以上、不当な利得相当額部分については基本的には調整の必要性はないとする。
- (10) 用途及び管理方法
不当な利得相当額については本協会の行う事業のうち投資者等の便益に資する事業に支出し、不当な利得相当額が投資者等に間接的に還元されることが望ましいとする。

3. 制裁金部分の上限額の引上げ

過怠金の上限額については、本協会の定款第28条第3項において、原則として1億円とし、重大な法令等違反行為であって、かつ、金融商品取引業への信用を著しく失墜させたと認められるときは、その額を5億円まで引き上げることができるとされている。

近年、協会における法令等違反事案において、違反行為の悪質性が高い事案、金融商品取引市場、投資者への影響が大きい事案等、結果として金融商品取引業への信用を著しく失墜させる結果を招く事案が発生しており、実際に通常の上限額である1億円の過怠金を賦課する事例が発生している。

こうした状況に鑑みると、制裁金の上限額については、過怠金の違反行為に対する抑止効果を一層高めることを目的として、通常の上限額である1億円を引き上げ、現在、特例となっている5億円の上限額に一本化することが適当であるとする。

4. 処分基準の公表

協会に対する処分の透明性及び協会における予見可能性を高めることを通じて各協会の法令等遵守意識の向上に資するよう、協会に対する処分に関する考え方について公表することが適当である。(別添参照)

5．処分実績の公表

本協会が協会員に対し処分を行った場合には、その内容を処分実施の日から3年間、本協会のホームページにおいて公表しているが、3年分では公表情報として必ずしも十分でないと考えられる。

こうした観点から、今後は、公表期間を処分日から5年間に延長することが適当である。

6．インサイダー取引等に係る対応

平成20年5月20日付で報告された「内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理」(内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング報告書)においては「インサイダー取引に係る未公表の重要事実が協会員の役職員から漏洩されている場合で、その所属協会員における未公表の重要事実に関する情報の管理態勢に不備が認められるときは、その協会員に対する処分について、従来に増して厳格な処分を行うことが適当である。」旨の提言がなされている。

これを受け、本ワーキングとしては、インサイダー取引、相場操縦行為等の市場に対する影響が重大で金融商品取引業の信用を著しく失墜させる法令等違反行為については、当該法令等違反行為が協会員の役職員が行った行為であっても、その所属協会員における管理態勢の不備に起因し当該法令等違反行為が発生していると認められるときは、その協会員に対する処分について、従来に増して厳格な処分を行うことが適当であると考えられる。

7．おわりに

本ワーキングは、不当な利得相当額が処分対象協会員に残存することによる、いわゆる“やり得”を許すべきでないという問題意識に端を発し検討をスタートした。

一方で、平成19年4月26日に本協会が取りまとめた「国民の豊かな生活の実現に向けた金融・資本市場改革中間報告」において、本協会は「自主規制機能の実効性の確保及び協会員のコンプライアンスに基づく経営の促進の観点から、定款上の処分・措置について総合的な検討を行う必要がある」旨の提言がなされたところであり、本ワーキングの検討においては、定款上の処分・措置について総合的に議論を行った。

以 上

協会員に対する処分に関する考え方

平成20年6月17日
日本証券業協会

1. 基本的な考え方

本協会が協会員に対し処分を行う主な目的は、協会員における法令等違反行為（行政官庁及び本協会の処分に違反する行為、本協会の自主規制ルールに違反する行為を含む）の発生を抑制するとともに再発を防止することを通じて、協会員の行う有価証券の売買その他の取引等の公正を確保し、投資者保護の徹底を図り、もって金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持、向上に資することにある。

この点を踏まえ、本協会では、協会員に対する処分の実効性を一層確保するため、今般新たに、協会員の行った法令等違反行為から発生した不当な利得相当額を過怠金の一部として徴収することとするとともに、反社会的勢力が関与している場合及び重大な法令等違反行為が反復・継続している場合の取扱いを定めることとしている。

一方、協会員においては、高い法令等遵守意識をもって法令等に対する正確な認識の確保に努めるとともに、法令等違反行為を防止するために協会員の業務に応じた適切な社内管理態勢（情報管理態勢等も含む）を構築し、監督上の管理を十分に行い法令等違反行為の発生を抑制することが重要であり、仮に、法令等違反行為が発生した際には自主点検等により発見される等自浄作用が発揮される環境が整備されることが望ましいと考えられる。

そこで、これまでの協会員に対する処分において考慮してきている検討要素を類型化するとともに、これに今般新たに定めることとなる取扱いの内容も盛り込むこととすれば、協会員に対する処分の透明性及び予見可能性が高まり、それらを通じて各協会員の法令等遵守意識の向上に資することが期待される。

上記の考え方に基づき、法令等違反行為の発生に起因する処分の検討に当たって考慮すべきと考えられる要素について下記2のとおり、除名処分又は会員権の制限若しくは停止の処分（以下「除名処分等」という。）の検討対象となる事由について下記3のとおり、取りまとめることとする。

なお、下記2に掲げた項目は処分の検討に当たって考慮すべきと考えられる要素の例示であって、それ以外の項目についても、事案の内容に応じて、必要と認められるものについては処分に当たって考慮する必要があること、及び、協会員の役職員による法令等違反行為であっても、協会員の社内管理態勢に不備が認められる場合にはその程度を勘案し、協会員に対する処分を行うことがあることに留意が必要である。

2. 法令等違反行為が発生したことに伴い処分を行う際の検討要素

項 目	考 え 方
行為の重大性	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令等違反行為の期間、規模 法令等違反行為の期間や頻度（件数）、行為者数、全店ベースで行われたか否か等を考慮する。 なお、法令等違反行為が長期間、大規模に行われたと判断される場合には、より厳格に対処する。 ● 金融商品取引法上重い罰則が科せられた法令違反行為又はそれに匹敵するような行為 重い罰則のある法令違反行為（例：インサイダー取引、相場操縦行為等罰金上限1億円を超える法令違反行為）又はそれに匹敵するような行為（例：法人関係情報に基づく売買であってインサイダー取引に匹敵する重大な違反行為と認められるもの等）であって金融商品取引業の信用を著しく失墜する行為には、より厳格に対処する。また、その情状が著しく悪質であると認められ、当該法令違反行為発覚後において適切な是正措置が講じられていないと認められる場合には、除名処分等の検討を行う。

項 目	考 え 方
	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令等違反行為に対する行政処分の状況 法令等違反行為に対して行政処分が行われた場合には、その処分内容を考慮する。 なお、例えば、財務状況が悪化し、その結果、金商法第 46 条の 6 第 2 項（自己資本規制比率の維持義務）に違反することになる等、形式的に法令等違反行為が発生しているものの、その原因が単に財務状況の悪化に起因しており、悪質性が認められない場合には、顧客資産の保全を目的として行政処分が行われていたとしても原則として協会員に対する処分は行わない。
行為の悪質性	<ul style="list-style-type: none"> ● 故意・過失の有無及び程度 法令等違反行為により利得を得る目的があると認められる場合等当該法令等違反行為が故意に行われた行為なのか又は不注意若しくは怠慢な事務処理等といった過失により発生した行為なのかを考慮する。 なお、故意・過失の程度が重大と認められる場合には、より厳格に対処する。 ● 組織性、経営陣・管理職者の関与の有無及び程度 法令等違反行為における組織性を判断する観点から、法令等違反行為に関与した者の人数、役職を考慮する。 法令等違反行為に関与した者が少数であったとしても、経営陣等がそれを容認又は看過していた状況や管理職者が関与した状況が認められた場合には、組織性があると判断し、その程度を考慮する。 なお、組織性が高く、経営上層部の強い関与の下で行われたと認められる場合には、より厳格に対処する。 ● 反復性、過去の行政検査、自主規制機関検査における同様の指摘の有無 同様の法令等違反行為を繰り返し行った場合や過去の検査、自主規制機関検査において同様の指摘があった場合については、前回処分時の規模、関与者や前回処分後の是正措置の状況を考慮し、適切な改善措置が講じられていないと認められる場合には、除名処分等の検討を含め、より厳格に対処する。 ● 事実隠蔽行為の有無及びその程度 事実隠蔽行為が認められる場合には、特に厳格に対処する。 なお、この場合において、事実隠蔽行為が組織的になされる等、その情状が著しく悪質であると認められる場合には、除名処分等の検討を行う。

項目	考え方
行為の影響度	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場に対する影響及び証券業界の信頼の失墜の程度 市場における公正な価格形成に及ぼす影響や取引の公正性（顧客に対する公平な取扱い、利益相反の適正な管理を含む。）に対する投資者の信頼の失墜の程度を考慮する。 なお、インサイダー取引、相場操縦行為等市場に対する影響が重大で金融商品取引業の信用を著しく失墜させる行為であると認められる場合には、より厳格に対処する。 ● 投資者に対する影響、投資者からの苦情の有無 投資者に対して与えた損失の性質・程度・範囲、法令等違反行為に対する投資者からの苦情の状況を考慮する。 なお、顧客の資産等の保護に重大な懸念が生じている等投資者に対する影響が重大であると認められる場合には、より厳格に対処する。
法令等遵守に対する意識及び態度	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令等違反行為時の法令等に対する認識、遵守意識及びその態度を考慮する。 なお、法令等に対する遵守意識の欠如が認められる場合には、より厳格に対処する。 自己の行う行為について、弁護士、公認会計士その他の専門家の意見等を必要に応じて聞いたかどうかも考慮する。
内部管理態勢の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令等違反行為を防止するために、協会の業務に応じた適切な社内管理態勢（情報管理態勢等も含む）を構築し、監督上の管理を十分に行っていたかを考慮し、チェック態勢や実際のチェックの状況等を精査する。 ● 法令等違反行為の発生につき、経営陣、内部管理統括責任者、管理職者等がその責任を認識しているか、責任の所在の明確化が図られているかについて考慮する。 ● 法令等違反行為防止のために、経営陣、内部管理統括責任者、管理職者等が適切な指示を行っているか、社内研修等が実施されているかを考慮する。
法令等違反行為後の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令等違反行為の発覚の経緯 法令等違反行為が行政検査又は自主規制機関検査により発覚したのか、自主点検等により発覚したのかを考慮し、行政検査又は自主規制機関検査により発覚した場合は厳格に対処し、自主点検等により発覚した場合には軽減する。 ● 発覚後の是正措置の状況 法令等違反行為発覚後の被害者への原状回復状況や再発防止のための改善状況を考慮する。 なお、早急かつ適切な是正措置が講じられていると認められる場合には、軽減要素として取り扱う。 他方、法令等違反行為発覚後、相当な期間が経っているにもかかわらず、是正措置が不十分と認められる場合には、加重要素として取り扱う。 ● 調査等への協力 本協会は、定款第 19 条において、本協会が必要と認める場合には、法令等違反行為に対する報告、資料の提出を求めることができ、協会員は当該請求に応じなければならない旨を規定する等、協会員に対し、本協会の調査へ協力を求めているが、その際、妨害、情報の

項 目	考 え 方
	秘匿、虚偽の資料の提供その他本協会の調査を妨げる行為等を行い、十分かつ合理的な協力を行っていないと判断される場合は、その状況を勘案したうえで、より厳格に対処する。 (過怠金処分を原則とし、会員権の制限若しくは停止の併科を検討する。)
反社会的勢力の関与の有無	● 法令等違反行為の発生に際し、反社会的勢力の関与が認められる場合には、特に厳格に対処する。 (関与の度合いに応じて、過怠金処分、会員権の制限若しくは停止(又は過怠金処分との併科)、除名処分を検討する。)
不当な利得相当額の取扱い(1)	● 定款第 28 条処分の対象となる事案について、法令等違反行為の結果、不当な利得相当額が発生している場合には、当該不当な利得相当額を徴収する。 ● 協会員が法令等違反行為を行った場合に当該協会員と実質的に同一視し得る関係会社等が不当な利得相当額を得ている場合には、原則として当該不当な利得相当額を当該協会員のものとみなし徴収する。 ● 課徴金が課せられている場合には、当該課徴金の額を考慮することとし、本協会が算定した不当な利得相当額が当該課徴金の額を上回る場合には、当該課徴金の額を控除した金額を過怠金として徴収する。 ● なお、協会員が自発的に不当な利得相当額の還元策(例：公益団体への寄付等)を講じた場合には徴収を行わない。

3. 除名処分等に関する考え方及び除名処分等の対象となる事由

本協会が除名処分等を行う目的は、除名処分等の対象となる事由を発生させた協会員を会員組織から強制的に脱退させること及び当該脱退についての警告を行うことであり、当該協会員における法令等違反行為の再発の防止及び他の協会員の法令等違反行為の抑止につなげるということにある。

この点を踏まえ、本協会では、重大な法令等違反行為により本協会及び他の協会員の信用を著しく失墜させた場合、経営破たん等により協会員としての義務が履行できない場合、及び、反社会的勢力の関与が認められる等により協会員としての適格性に問題がある場合には、除名処分等の検討を行うこととし、その検討に当たって考慮すべき項目は下記のとおりとする。

なお、下記以外の項目についても、事案の内容に応じて必要と認められるものについては除名処分等を検討する。

また、除名処分を行う時期については、除名処分を受ける協会員が本協会の自主規制に服さないこととなっても投資者保護の観点から特段の問題が生じないかという点も併せて検討する。

項 目	考 え 方
不正加入 (定款第 28 条第 1 項第 1 号)	● 不正加入については、当初の加入自体が無効であると考えられることから、除名処分を行う。

項 目	考 え 方
支払不能 (定款第28条第1項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主的に脱退しない場合には、除名処分を行うことができる。
行政官庁の処分に違反したとき又は協会の処分に違反したとき (定款第28条第1項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 一度処分がなされているにもかかわらず当該処分に従わないという悪質性及び一つの行為に対する二度目の処分であることから除名処分を行うことができる。
会費の滞納等 (定款第28条第1項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本協会からの催告に応じず正当な理由なく会費を滞納している場合等については、会員権の制限又は停止の処分を行う。 ● 当該会員権の制限又は停止期間中においても引き続き会費の納入がなされない等状況が改善されない場合には、除名処分を行うことができる。
虚偽の報告等 (定款第28条第1項第6、7号)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本協会に対し虚偽の報告、資料の提出等を行うといった協会員としての基本的な義務を履行しない場合は、当該義務の不履行の状況を公表することとする。 ● その情状が著しく悪質と認められる場合又は当該不履行の状況が当該公表後1年以上継続している場合には、除名処分を行うことができる。
会員権の制限又は停止の処分期間が通算して1年超となる場合(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1千万円以上の過怠金(制裁金部分)の賦課に際しては、会員権の制限又は停止の処分を併科することの是非についても検討する。 ● 過去5年間に会員権の制限又は停止の処分を受け、当該制限又は停止の期間を通算した結果、その通算期間が1年超となる場合には、除名処分を行うことができる。
反社会的勢力が会社経営等に関与している場合(2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要株主、取締役等に反社会的勢力が存在することが判明した場合等、反社会的勢力が会社経営等に関与していると認められる場合には、除名処分を行う。

(1)は、今後、規則改正等所要の手続きを経た後に適用する項目である。

(2)は、今後、規則上明確化を図る項目である。

以 上